



第 256 号



- 放射性物質汚染対処特措法、待たれる省令公布
- 使い捨てライター回収、当協会の全面協力で出陣式
- 収集運搬業の更なる社内管理体制の強化を徹底
- 23年度上半期の新入会員と役員懇談会を開く



社団法人 東京産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場 第2バース 第1バース

2009~11年度 収集運搬業
産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012 検索 http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社 ARIAKE KOURYOU CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 ECO4J0294 ACCREDITATION SEZC

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減

▲重積数1,500tクラスの船舶が接岸可能な当社桟橋

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎2,040t／日）再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能
保管積替（汚泥、燃え殻、鉛さい）
積替（上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
●汚染土壤の陸上海上輸送

営業品目

日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400 FAX. 03-3790-7401
〒143-0003 東京都大田区浜島3-5-2 http://nichiei-sangyo.jp

ISO14001 2004取得

中間処理業
収集運搬業

MS JAB ISO14001
JTCM
認証番号 I-09-C0027

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート 認定番号 I-09-C0027

2009~11年度 収集運搬業
産廃エキスパート 認定番号 I-09-B0023

[放射性物質汚染対応特措法]

待たれる省令公布
専務理事 古川芳久

使い捨てライター回収事業—当協会が全面協力 8

[収集運搬・安全衛生推進委員会合同研修会]
収集運搬業の更なる社内管理体制の強化を徹底
高橋会長の総論をはじめ各委員が分担して説明 1023年度上半期の新入会員対象に役員との懇談会を開く
協会からの情報期待し正会員5社と賛助会員1社出席 14中間処理委員会、初の委員会開く
焼却、粉碎・圧縮、中和・脱水の3分科会を設置 17[公益社団法人 全国産業廃棄物連合会]
第47回関東地域協議会が神奈川県で開催 18

第10回産業廃棄物と環境を考える全国大会 20

[青年部だより]
収集運搬委員会と合同施設見学会を実施、熊本県の株式会社星山商店や株式会社エコポート九州、山鹿市バイオマスセンター見学 21[女性部だより]
「水俣環境学習・エコタウン見学」研修会 23

[地球温暖化対策] 太陽と地球温暖化 25

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part61 27

寄稿TTT会 2011ITUロングディスタンス世界選手権出場 28

協会の主な今後の日程 29

会員情報（代表者・名称・住所等変更のお知らせ） 30

よろず相談（法律・欠格要件と許可取消要件の改正（3）） 31

お江戸ぶらぶら歩る記 38

事務局だより・編集後記 40

表紙の言葉 26

放射性物質汚染対処特措法

待たれる省令公布

専務理事 古川 芳久

特措法のあらまし

放射性物質汚染対処特別措置法（8月30日公布）については、本誌9月号で、官報に掲載の「法律のあらまし」を資料掲載し紹介しました。

そこでは、

「産業廃棄物処理業者にとって関係が深いのが、4（第四章）の、（二）事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理の部分である。この部分は、平成24年1月1日施行とされており、今後、省令により具体的な基準等が示されることになる。詳細は省令を待つことになるが、制度の骨格は法律で明らかにされた。

まず、国によって汚染廃棄物対策地域の指定が行われ、国が対策地域内廃棄物の適正処理を行うため対策地域内廃棄物処理計画を定め、計画に従って、国が対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされている。

次に、対策地域外で、水道、下水道、焼却施設の発生汚泥や焼却灰等の汚染状態を調査し、国によって指定廃棄物の指定が行われ、国が指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされている。

対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（あわせて特定廃棄物という）以外の廃棄物で事故由来放射性物質により汚染されているもの（特定一般廃棄物、特定産業廃棄物）については、廃棄物処理法が適用され廃棄物処理法の基準のほか、新たに

定める省令の基準に従い処理を行わなければならない。

以上が処理の骨格であるが、現在、基準がなく取り扱いに苦慮している放射能汚染廃棄物が、この法律によって動いていくようになるかどうか、強い关心を持って今後の動向に注目していきたい」と紹介しました。

パブリックコメントの実施

11月8日には、関係省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）が実施されました。「放射性物質汚染対処特措法省令事項素案について」が示され、意見を求めるものでした。私も、会長ほか常任理事会メンバーの了解を得て、締切日の11月17日に最低限の意見を出しました。（別紙参照）

待たれる省令公布

12月上旬には環境省令が公布される予定でしたが、公布が遅れることになりました。そこでパブコメの資料（一部その後の情報を追加）に基づいて、予定される省令について産業廃棄物処理業者に関する部分を中心に、基本的なことだけを説明します。（用語は、少し簡略化していることがあります）

（注）省令は12月14日に公布されました。

汚染廃棄物の区分

今回の福島第一原発の事故により放出

された事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物は、放射能の量や濃度を問わなければ、日本中あります。放射性物質汚染対処特措法では、こうした廃棄物について

A 特定廃棄物

- ⇒ ①対策地域内廃棄物
- ②指定廃棄物

B 特定廃棄物以外の廃棄物

- ⇒ ③特定一般廃棄物
- ④特定産業廃棄物

C 除染に伴い生じた廃棄物

という区分を設定しています。

A 特定廃棄物（法第20条）

特定廃棄物は、放射能汚染がかなりあるため廃棄物処理法の適用外となります（法第22条）。

①対策地域内廃棄物（法第13条）

対策地域内廃棄物は、国が廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として指定する「汚染廃棄物対策地域」の中にある廃棄物です。したがって、すべて国の責任で廃棄物の処理が行われます（法第15条）。

なお、汚染レベルが要件とはなっていないため、指定基準（8,000ベクレルの予定）を超えるものも超えないものも含まれます。

②指定廃棄物（法第19条）

指定廃棄物は、対策地域外で、水道、下水道、廃棄物焼却施設等から生じた汚泥や焼却灰等について汚染の状況の調査（義務）の結果、汚染状態が一定基準以上の廃棄物として国が指定する（法第17条）廃棄物です。対策地域内廃棄物と同様に国が処理・処分を行います（委託により民間業者が実施⇒特定廃棄物の処理を行うことができる者の項を参照）。

調査義務の対象となる施設は都県ごとに異なり、東京都（島しょ部を除く）の場合は対象になります。（予定）

指定廃棄物の指定基準は、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えることです。（予定）

調査義務の対象でなくとも、任意に調査をして、指定を国に対して申請することができます。指定されると風評被害の問題もありますが、指定廃棄物になれば、処理責任者が国になります。

★ここで注意を要するのは、指定が任意であり、指定基準が8,000ベクレルであるにすぎないので、8,000ベクレルを超えるものが出てきても、指定されない限り指定廃棄物＝特定廃棄物には含まれず、国の処理責任にはならないで、廃棄物処理法の適用により排出者責任となると考えられることです。廃棄物処理法では、放射性物質汚染廃棄物は「廃棄物」に含まれることになっていますが、廃棄物処理法では具体的な基準が定められていません。これが示されないと混乱の解消は難しいと思われます。

◎適用される基準（予定）

指定廃棄物には「指定廃棄物の保管基準」が適用されます。

また、特定廃棄物（指定廃棄物も含まれる）には、「特定廃棄物の収集及び運搬基準」、「保管基準」、「中間処理基準」、「埋立処分基準」が適用されます。

埋立処分基準は、さらに①100,000ベクレル/kgをこえるものと、②8,000ベクレルを超えて100,000ベクレル/kgまでのものに区分の上詳細に示されます。

（内容については、省令等で確認してください）

さい⇒埋立処分基準など、これまでの通知等と異なるとの報道もある)

★収集運搬基準や保管基準では、特定廃棄物とその他の物との混合が禁止される予定ですので十分注意してください。

◎特定廃棄物の処理を行うことができる者（法第47条、48条）

特定廃棄物は国の責任で処理をすることが原則ですから、みだりに投棄することは禁じられる（法第46条）ほか、国や国から委託を受けた者以外の者が、特定廃棄物を焼却したり、処理（収集、運搬、保管又は処分）を業として行うことも禁止されています。

(1) 特定廃棄物の焼却を行うことができる者

省令では、焼却できる者を次の①から④とする予定。

① 国から焼却の委託を受けた者（焼却受託者）の委託を受けた者であって、業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該特定廃棄物について十分な知識を有すること、欠格要件に該当しないこと、自ら業務を実施（再々委託をしない）すること、などの要件に該当する者

② 都道府県
③ 市町村
④ 都道府県又は市町村の委託を受けた者（要件は基本的に①と同じ）

(2) 特定廃棄物の処理を業として行うことができる者

省令では、処理を業として行うことができる者を次の①から⑤とする予定。

① 国から処理の委託を受けた者（処理受託者）の委任を受けた者であって、焼却受託者の要件と同様の要件

に該当する者

- ② 都道府県
- ③ 市町村
- ④ 都道府県又は市町村の委託を受けた者（要件は基本的に①と同じ）
- ⑤ 法第17条2項に基づき指定廃棄物の保管を行う者（保管場所の変更届出を行い当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る）

◎罰則（法第60条）

法令に違反して特定廃棄物を捨てた者、焼却した者、収集、運搬、保管又は処分を業として行った者は、五年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます（併科あり）。

★特定廃棄物の処理を業として行う要件を読むと、許可を有する廃棄物処理業者が想定されているようにも思われます。したがって、産廃処理業者が、本来の産業廃棄物処理業務に支障を来たさないよう十分配慮したうえで、営業方針・経営戦略として、当分の間、特定廃棄物の処理業務を行ふことも考えられます。

B 特定廃棄物以外の廃棄物（法第22条）

特定廃棄物以外の放射性物質汚染廃棄物は、廃棄物処理法の適用がありますが、処理基準や維持管理基準に特措法による上乗せがあるものがあります。

③ 特定一般廃棄物（法第23条1号）

特定一般廃棄物は、放射性物質に汚染又は汚染されたおそれがある廃棄物です。特定という言葉が付いていますが特定廃棄物とは別のものです（誤解を招く名称で困ります！）。

特定一般廃棄物の要件（予定）は、

- *除染実施区域に係る土壤等の除染に伴い生じた一般廃棄物
- *岩手県、～東京都（島しょ部を除く）にある一般廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
- *特定一般廃棄物の中間処理を行った後の廃棄物（追加予定分）
- *その他、汚染又は汚染されたおそれがある一般廃棄物 ⇒ これでは分かりにくくないので、別紙の省令案に対する意見として「分かりやすい定義」を示すよう求めました。なお説明では、廃稻わら、廃堆肥等が想定されることです。

④ 特定産業廃棄物（法第23条2号）

特定産業廃棄物の要件は、
*除染実施区域に係る土壤等の除染に伴い生じた産業廃棄物

*宮城県、～東京都（島しょ部を除く）にある水道施設や工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物

*福島県、～神奈川県、東京都（島しょ部を除く）にある公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥

*岩手県、～東京都（島しょ部を除く）にある産業廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

*特定産業廃棄物の中間処理を行った後の廃棄物（追加予定分）

*その他、汚染又は汚染されたおそれがある産業廃棄物 ⇒ これでは分かりにくく、特定一般廃棄物のように想定の例示もありませんので、意見として「何らかの例示又は想定」をあげよう求めました。

◎ 特別の処理基準

特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の上

乗せの処理基準（予定）には、以下のようないものがあります。

(1) 保管を行う場合は、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の保管場所であることを明示した場所で行うこと。（追加予定分）

(2) 焼却（=溶融、熱分解又は焼成）する場合には、バグフィルター等燃焼ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている設備を用いて行うこと。（一般廃棄物、産業廃棄物共通）

(3) 埋立処分する場合（公共水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものとして一定の要件に該当するものを除く。）には、次によること。

⇒ 省略

⇒ 適用除外となるものの要件については、①放射性物質の溶出量が極めて少ないと、②いわゆる安定5品目（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類）であることと規定する予定とされています。しかし、安定5品目だといつても放射性物質との関係では、溶出はしなくても多量に付着しているおそれのあるものもある（例えば、エアフィルタ）ので、慎重な対応を求める意見を出しています。

◎ 特別の維持管理基準（法第24条）

特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設には、特別の維持管理基準が適用されます。（予定）

特定産業廃棄物処理施設とは、①岩手県、～東京都（島しょ部を除く）にある焼却（=溶融、熱分解、焼成）施設及び汚泥の脱水施設と、②特定産業廃棄物の

埋立処分に供される最終処分場をいいます。

- (1) 焼却（＝溶融、熱分解、焼成）施設の維持管理基準には、①処分に伴い生ずる排ガス及び排水中の放射性物質の濃度を月に1回以上測定すること、②放射性物質の3ヶ月間の平均濃度が一定基準を超えないようにすること（濃度規制の算式は省令等で確かめること）、③敷地境界において放射線の量を7日に1回以上測定すること、などがあります。
- (2) 管理型処分場の維持管理基準には、①放流水の放射性物質の濃度を月に1回以上測定すること、②放射性物質の3ヶ月間の平均濃度が一定基準を超えないようにすること、③周縁の地下水の放射性物質の濃度を月に1回以上測定すること、また、水質の悪化が認められた場合には生活環境の保全上必要な措置を講ずること、などがあります。
- (3) 安定型処分場の場合には、管理型の②、③などのほか、浸透水の放射性物質の測定義務、水質悪化の場合の生活環境保全上必要な措置を講ずる義務などがあります。

★特定一廃・産廃に該当しない放射性物質を含む廃棄物は、ごく普通の廃棄物だということのようですが、場合によっては8,000ベクレルを超えるものも含まれますし、8,000ベクレル以下であつてもある程度高い数値が出た場合には、周辺住民や社会が問題にし風評被害へつながっていくおそれがあります。是非、社会が問題にしなくてよい安心して処理することが出来るレベルをしてほしいものです。

なお、災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（平成23年11月18日環境省通知）では、「木質等を含む災害廃棄物を再生利用した製品の放射性セシウム濃度のクリアランスレベルを、100ベクレル/kgと考えるものとする。ただし、この値は一種の『目安』であり、」としていて、100ベクレル以下なら問題がないような表現となっています。もしそうなら、世間で通用させる安心基準のひとつとして省令等でもっと明快に示してほしいものです。

C 除染に伴い生じた廃棄物

除染に伴い生じる廃棄物は、特定廃棄物=対策地域内廃棄物又は指定廃棄物となる場合は、指定廃棄物の保管基準などが適用されることになります。

特定廃棄物に該当しない場合は、廃棄物処理法上の廃棄物となるようで、法の第41条4号によって当該土壤等の除染を実施した土地において保管する者（受託業者等特定廃棄物の除染実施者や土地の所有者等が想定される）は、「除染廃棄物の現場保管基準」に従って当該廃棄物を保管することとされています。

この場合、特定廃棄物の保管基準の例により、保管場所から除染廃棄物が飛散、流出、及び悪臭が発散しないよう廃棄物処理法に準じた必要な措置を講ずることになる予定です。

おわりに

特措法により放射性物質汚染廃棄物の処理及び除染等の措置等（法第4条）が定められ、その費用については法第5条において定められています。

法第44条（この法律に基づく措置の費用負担）では、原子力損害賠償法の規定

により、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずる損害に係るものとして、当該関係原子力事業者（＝東京電力）の負担の下に実施されるものとするとされています。

民間処理業者が特定廃棄物の処理を国等から受託する場合は問題ないかもしれません、廃棄物処理法の適用を受ける特

定一廃や特定産廃、その他の汚染廃棄物については、通常の廃棄物よりコストが高くなる場合、排出者責任により排出者負担となるか、東京電力負担となるか、よく分かりません。省令で明確化される予定ともなっていません。産廃処理業者に負担の押し付けとならないよう願うものです。

【別紙】

環境省 水・大気環境局 総務課 御中

平成23年11月17日

社団法人 東京産業廃棄物協会
専務理事 古川芳久

放射性物質汚染対処特措法関係省令案に対する意見

17ページの

8. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準（第23条第1項及び第2項）
 - 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件
 - (2) 特定産業廃棄物の要件
 - ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物
 - 特別の処理基準
 - (2) の「～おそれがないものとして一定の要件に該当するもの」について、意見があります。

<意見>

特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の要件である「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある」について、分かりやすい定義が示されないと、結局、特定産業廃棄物等の要件が何であるか、理解が大変困難であり、関係者にとって不安が残ります。分かりやすい定義を示していただけないでしょうか。⇒意見1

特定一般廃棄物については、「汚染され、又はそのおそれがあるもの」の例示又は想定として、廃稻わら、廃堆肥等があげられていますが、特定産業廃棄物には、例示又は想定があげられていません。何らかの例示又は想定をあげていただけないでしょうか。（例えば、エアフィルタなど）⇒意見2

特別の処理基準の「～おそれがないものとして一定の要件に該当するもの」については、廃プラスチックが、事故由来放射性物質の溶出量が極めて少ないものの例示としてあげられていますが、廃プラスチックの中にはエアフィルタも含まれるでしょうか？

エアフィルタについては、現在、(社)日本空気清浄協会において「放射性物質で汚染したエアフィルタの取扱い指針（案）」のとりまとめがなされていますが、その多くがプラスチックであるため、キログラムあたりのベクレル値が、場合によっては極めて高くなるといわれています。このため、廃プラスチックは一括りにしないほうが妥当と考えますが、いかがでしょうか。⇒意見3

以上

使い捨てライター回収事業——当協会が全面協力

出陣式を都庁第二庁舎正面玄関で開催



木村部長のあいさつ

こどもを守るための使い捨てライター回収を始めるに当たり、11月8日(火)午前10時から都庁で出陣式が行われた。

東京都からは木村廃棄物対策部長、志村産業廃棄物対策課長をはじめ関係者の方が出席し、当協会からは高橋会長はじめ会員の回収協力業者55社、処分業者5社も参加して盛大なオープンセレモニーが開催された。

木村部長からは、東京都たばこ商業組合連合会（都内約6100店舗）との話し合いをもとに回収に至った経緯、当協会に対する都の施策への協力への御礼などが話された。

その後、高橋会長より挨拶があり、協力業者へのねぎらいと回収にあたっての注意事項の徹底を呼びかけた。出発に際しては、加藤常任理事が「気を付けて、出発」と出発の音頭をとり、それに合わ

せて自転車で回収に向かった。

当日は、新宿区内を回収したが、心配されたトラブルなどもなく、順調に回収作業が開始された。

回収作業の途中、新宿区西新宿7丁目の齊藤酒店さんにお伺いし、感想を聞いたところ、「皆さん、喜んでいる。どこで処分したらいいのか迷っていた。このよ



自転車で回収に出発

うに1店舗ごとに回収してくれて本当にありがたい。」と話してくれた。

23年11月末現在も回収を続けているが、これまで予想を2万2千個上回る約16万8千個を回収している。今後、15か所のたばこ組合に保管されているライターを12月中旬までに回収して終了の見込みで

ある。

青年部、女性部の部員の方、会員業者の皆さんによる地道な社会貢献は、協会の歴史の1ページとして刻まれたことは、間違いない。協会の今後の発展の力の一つとして大切にして行こう。ありがとうございました。

(事務局長 井野 記)

回収協力会員一覧

相田化学工業(株)	(株)アイティリンク	(株)葵環境開発
(株)アンカーネットワークサービス	(株)五十嵐商会	イズミロジスティックス(株)
栄和清運(株)	(株)エコグリーン	恵比寿産業(株)
大谷清運(株)	(株)オガワエコノス	(株)オネスト
(株)加藤商事	加藤商事(株)	(株)環境テコム
(株)黒姫	三光(株)	(株)三凌商事
白井エコセンター(株)	(株)伸和運輸	(株)スプラウト
(有)スリーシープランニング	大興運輸倉庫(株)	(株)太陽油化
高俊興業(株)	(株)タケエイ	(有)調布清掃
都築鋼産(株)	ティー・ピー・ロジスティックス(株)	(株)東亜オイル興業所
(株)東京クリアセンター	(株)東京スタンドサービス	東京ボード工業(株)
東都運業(株)	(株)トーホークリーン	(有)常盤組
中田屋(株)	中野運輸(株)	日栄産業(株)
(株)日成ストマック・トーキョー	野村興産(株)	(有)八栄興業
(株)ハチオウ	比留間運送(株)	(株)フジ・トレーディング
(株)藤原土建	増尾リサイクル(株)	丸順商事(有)
都清掃(株)	武藏野土木工業(株)	(株)メッドトラスト東京
山下産業(株)	リサイクル・ネットワーク	株リサイクルワン
リサイディアコーポレーション(株)		

※ 五十音順 55社

処分協力会員一覧

有明興業(株)	東京臨海リサイクルパワー(株)	(株)日盛運輸
(株)ハチオウ	(株)春江	

※ 五十音順 5社

[収集運搬・安全衛生推進委員会合同研修会]

収集運搬業の更なる社内管理体制の強化を徹底 高橋会長の総論をはじめ各委員が分担して説明

(社)東京産業廃棄物協会は平成23年11月29日(火)13時30分から16時50分まで、東京都西新宿の住友不動産西新宿ビル3号館1階ベルサール西新宿において、収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ研修会」を開いた。この研修会は昨年6月に開いたものに続くものだが、参加者は110名にのぼった。

高橋会長から冒頭開講の挨拶があり、「収集運搬業は『人が車を使って廃棄物を運ぶ』業務であり、『人』、『車』、『廃棄物』はそれぞれ法令の縛りがある。本日の講習会の教本である『社内管理体制の構築のすすめ』は私も参画したが、2年の歳月をかけて作成したものだ。参加者の皆様には本日の講習をよく理解して頂き、各社で活用されることを望んでいる。」と強調されていた。

また高橋会長から、自身が過去に経験した重大事故について説明があり、「人身の安全確保が何より必要であり、そのためにこの講習会が企画されていることも理解して欲しい。従って、これから各担当者の説明を良く聴いて頂きたい。」と付け加えた。



講習会風景

[全体の概要]

研修は『社内管理体制構築のすすめ』の冊子を基礎に作成したカリキュラムに沿って進められた。

まず高橋会長が「総論」として、「大きく新聞紙上に報じられた“静岡タイヤ脱輪事故を教訓に、社内管理体制構築の必要性を認め、法令遵守の観点から社内管



高橋会長

理を徹底しなければならない。法令遵守は、企業経営の根幹であり、実現のための仕組みとして管理体制を構築しなければならず、組織作りと責任者の任命が必要である。」と述べ、各章の説明に

はいった。

[第1章 経営管理]

説明者・収集運搬委員会

(副委員長 加藤 宣行)

自社の生き立ちから言及し「未来の地図に持続可能な環境を創る企業」を企業理念として、この経営理念を経営方針に掲げ、顧客・地域に明示し、従業員に周知するため努力してきた。自己責任の確立のため、お客様を第一に、その立場となつて物事を考え、一生懸命日々努力することを掲げ実践してきた。

そして、加藤商事は、「プロの条件」として①自分で高い目標を立てられる人、②約束を守る人、③準備し信頼を創り守り続けられる人、④進んで代償を支払おうという気持ちを持っている人、を企業理念としている。

[第2章 労務管理]

説明者・安全衛生推進委員会

(副委員長 阿部 秀行)

「労務管理」の構成は①労働条件の整備、②安全の確保、③知識・技能の維持のための教育・訓練、からなる。採用時に書面での「労働条件の明示」が義務付けられており、就業規則を定めて行政官庁への届け出が必要。法定労働時間には原則として1週40時間、1日8時間の制限があるが、時間外労働(36協定)、割増賃金のルールもある。ただし、自動車運転者には独自の基準がある。すなわち運転者の特徴は労働時間が長時間にわたり不規則になりがちのため、労働条件の改善により「交通事故の未然防止」のため、

拘束時間は1か月あたり293時間以内、1日あたり13時間以上(最大16時間以内)、休息期間は継続8時間以上、運転時間2日平均で1日あたり9時間以内など。

それでも事故は起こるので、労働時間の把握、社会保険及び災害補償は事業者としての責任である。安全の確保には管理体制の構築が不可欠であり、「安全衛生法」における管理者の職務は①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、②労働者の安全又は衛生のための教育の実施、③健康診断の実施やその他健康の保持増進のための措置、④労働災害の原因調査及び再発防止対策、⑤安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善。

[第3章 業務管理]

説明者・収集運搬委員会各委員

I 業務管理の構成とそのねらい

(森 雅裕委員)

まず業務管理体制を構築しなければならない。法令を遵守した安全な業務の実施として許可の維持・更新、適正な契約の締結、作業計画の作成、車両・施設管理体制及び書類管理体制の構築があげられる。このうち、「許可」は収集運搬業の経営における根幹である。許可をもっている地域、許可の期限、許可品目、許可の変更、更新に必要な手続きの内容、そのために必要な書類や資格、更新講習の必要性、があげられる。

この中で注意したいのは書面による契約であり、二社契約の原則は守らねばならない。そして処理料金は、収入源であると共に排出者においては業者選択の要

素である。料金設定に当たっては、積算根拠を明確に行い、コストダウンに向けての経営努力も必要となる。料金のほかにも排出業者との協議事項は、安全管理面からの廃棄物の正確な情報の入手および排出方法、又問題発生時の処理方法も顧客とのトラブル回避に必要。

II 書類管理（吉野 猛彦委員）

書類の管理については、カリキュラムから離れて教本52～55ページを参照しながら説明した。書類管理については、委託契約書、マニフェスト、帳簿等の廃棄物処理に係る書類を適切に整理し、確実に報告・保存できるように整理すること。また、このほか、労務、安全衛生、車両整備等に関する重要書類も合わせて同様に管理することが必要である。

廃棄物の処理に係る書類のうち、契約書、マニフェスト、帳簿等は「廃棄物処理法」に従って適正に保管する必要がある。

III 作業計画（篠原 周治委員）

産業廃棄物を適正かつ安全に取り扱うため、いろいろな要素が絡む作業計画が必要であり、このための作業手順書を①作業内容に応じて安全に十分な配慮を行った上で作業の順序に従った標準的な手段を示し②あわせて作業において注意すべき点や③回避すべき危険な手順などを明らかにしておく必要がある④また緊急時の対処方法についても手順書に含めておくこと。しかし、手順書を作成だけでなく『周知・教育』と『管理』が必要である。

IV 事故等の未然防止対策

（相川 和政委員）

- ①作業内容に応じて安全に十分な配慮をおこなう
- ②作業において注意すべき点を明らかにしておく
- ③作業においての危険な手順を明らかにしておく

<事故の未然防止対策>

- ・職場の安全衛生状況の把握
- ヒヤリハット事例の収集
- ・保護具の着用
- ・安全運転管理
- リスクアセスメントの導入

（注・教本62ページに詳報）

V 車両管理・施設管理（白井 徹委員）

白井委員は自社が独自に開発された『コンプライアンス室』の設置による車両管理・施設管理について披露した。

設置の経緯は、経済不況下での環境意識の高まり、廃棄物の発生抑制、顧客争奪コスト競争の激化などの継続により、会社を取り巻く状況も業務管理体制の不備、安全性や廃掃法の問題に繋がる馴れ合い業務等が散見された等から、会社の継続には顧客、地域社会、従業員に応えること。すなわち社会的な継続や環境配慮を通じた責任ある管理体制構築が必要と感じたため。

『コンプライアンス室』の役割は、①法律、常識、規則等に反した業務活動をしていないか、②経営リスクや安全性を無視した業務をしていないか、③不正などが発生しやすい業務活動になっていないか、反省し、これらの業務を日々点

検し、改善につなげることで業務の質を高めることで、企業の継続化に応えることに繋がると信じている。

点検は、各部署から提出された計画の立案や各部での事前打ち合わせ、結果報告などを経営会議で精査するが、車両及び施設管理については詳細な点検表を記載させている。

車両管理の事例

- ①車両管理の点検計画例…安全性を無視した業務に繋がっていないか。
- ②車両管理の点検内容…整備管理者が運行前・後に実施しているか。
- ③洗車をマニュアルの手順通りに行っているか。

施設管理の点検計画

- (1) 施設管理の点検計画で法律、マニュアルに反した業務をしていないか。
- (2) 施設管理の点検内容
 - ①搬入した廃棄物ごとの搬入日、搬入数量。
 - ②積み下ろし、積み込み作業を行うのに、入場待機車両の渋滞が生じないよう、必要な措置はどうか。
- ④『分離保管』の悪い例、良い例。
以上『コンプライアンス室』を設置した結果により、
 - ①経営リスクにつながるような業務の事前対処ができた。
 - ②業務が適正・効率的に実施しているかを評価できた。
 - ③指摘内容が（リスク大に繋がる内容が減少）改善できた。

[第4章 作業管理]

説明者・収集運搬委員会（都河 啓委員）

作業管理の構成としては、業務開始時の管理（車両・機材の点検）、作業時の管理（廃棄物の確認、積み込み、運搬作業、積み下ろし）、業務終了時の管理（車両・機材の点検・洗浄及び車庫および周辺清掃を行い、作業の記録と報告を行う。

この場合、作業者に対する確認を行う。すなわち①作業者の健康状態（疾病、疲労、飲酒等）、②収集運搬計画の理解・把握状況（作業内容、運行経路、注意事項等）、③必要書類の携行状況（運転免許証、作業に必要な資格証等）、④車両・機材の点検結果。

作業時の確認事項として排出者立会いの下、①収集運搬指示書の記載内容と廃棄物の整合性確認、②マニフェストの記載内容と廃棄物の整合性確認。

この他、排出元での作業、運搬積み込み作業、運搬作業、環境に優しい運転、運転先での作業、業務終了時の管理など、教本86～100ページに詳細に掲載されており、様式例も参考にされたい。

以上で、内容の濃い研修会が終了したが、その締めくくりとして泉収集運搬委員会委員長は「長時間の内容の研修会の受講でさぞ皆様もお疲れと思いますが、本日の内容は収集運搬業者にとって、経営上にも大変重要な内容で、よく内容を

理解していただき、社内に持ち帰って内容を十分伝えて頂きたい」と挨拶して散会した。



23年度上半期の新入会員対象に役員との懇談会を開く 協会からの情報期待し正会員5社と賛助会員1社出席

(社)東京産業廃物協会は、平成23年11月21日(月)午前11時から約2時間、昼食をはさみ、正会員5社、賛助会員1社が出席して協会役員との懇談会を開いた。今回の対象は23年4月から9月までの23年度上半期に協会に入会した12社を対象として開いたもので、このうち6社が出席した。いずれも協会加入の理由としては、協会からの情報の入手を挙げており、例えば廃棄物には多くの種類があって処理の難しさや、法律改正の動きなどが主なものであった。これらに対し協会としては機関誌などにより行政の動向を迅速正確に伝えるとともに、年2回の総会における行政幹部との接触や会員同士の交流、部門別には関係委員会出席による勉強、あるいは行政への質問の代行などを挙げていた。



高橋会長を囲んで新入会員と協会幹部

懇談会は古川専務理事の司会で始り、まず高橋会長が入会を歓迎し、最近の問題として再生砕石の石綿含有廃棄物問題、使い捨てライターの処理、あるいは東日本大震災の災害廃棄物の受け入れに関連して、東京都の岩手県の災害廃棄物受け入れで、まず混合廃棄物1,000トンが鉄道貨物輸送で到着、処理業者による対応が開始された、などを披露して挨拶とされた。

引き続き恒例の通り出席者の自己紹介、古川専務理事による協会の事業の現状説

明が行われ、続いて新入会員との意見交換が行われ、新入会員からは種々協会への期待があげられた。出席した新入会員の会社概要はつぎのとおり。

<正会員>

◇株式会社有明

代表取締役 鎌田 正春

[本 社] 東京都江東区新木場2-9-1

Tel 03-3522-5353 Fax 03-3522-5356

産廃・収集運搬（保管積替えを含む）

[業 種] 収集運搬、中間処理

[処理業開始] 平成12年7月6日

[許可品目] 廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類

[特 徴] 江東区新木場に新木場工場を持ち、破碎と圧縮梱包を行い、リサイクルと最終処分場に搬入している。たとえばガラス・コンクリートおよび陶磁器くずは破碎し、路盤材や再生砂に、又廃石膏ボードを含むものは石膏ボードに再資源化、このほか金属くずは鉄鋼原料、木くずはバイオマス発電や燃料チップに、繊維くずはFRP、紙くずは再生紙、廃プラスチックはタイルカーペット原料、再生塩ビ管、燃料などリサイクルや最終処分に回している。中間処理業として産廃エキスパートを取得。

[出席者] 関 徹 部長

◇株式会社一不二総業

代表取締役 斎藤 和行

[本 社] 東京都千代田区九段南4-2-9

シルキーハイツ九段南701

Tel 03-5226-5057 Fax 03-5226-3290

[業 種] 特管・収集運搬（保管積替えを除く）、産廃・収集運搬（保管積替えを含む）

[処理業開始] 平成5年6月11日

[許可品目] 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん

(特管)引火性廃油、強廃酸、強廃アルカリ、廃石綿等

[特 徴] ビルから発生する一般廃棄物と建設系産業廃棄物を中心に適正処理とりサイクルに励んでいる。カン、ビン、ペットボトルの資源ごみは保管・積み替え施設で仕分けしてそれぞれの処理工場で再生へ、プラスチックや金属くずは分別のうえ中間処理場で破碎・圧縮して固形燃料などリサイクルと中国向けに輸出している。エコアクション21と産廃プロフェッショナルを取得。

[出席者] 斎藤 和行 代表取締役

◇小林運輸 株式会社

代表取締役社長 木内 一宏

[本 社] 東京都新宿区住吉町14-18

[本社事務センター] 埼玉県戸田市新曽南3-8-8

Tel 048-445-9811 Fax 048-445-9815

[処理業開始] 昭和31年12月27日

[業 種] 産廃・収集運搬（保管積替えを含む）

[許可品目] がれき類

[特 徴] 道路の舗装材である各種アスファルト合材、道路補修の際に発生する廃材（がれき類）、そして材料の碎石や路盤材の収集運搬を行っている。主要取引先は(株)NIPPOを中心に各舗装会社で埼玉県を中心に千葉、東京都、神奈川県、栃木県に事業所を、また東京都品川に廃材センターを設けている。このほかダンプ車123台、青ナンバーの収集運搬車64台を有し貨物運送業も兼業している。

[出席者] 坂本 龍光 取締役業務管理部

長

◇ジャパンウェイスト株式会社

代表取締役 武内 義勝

[本 社] 兵庫県神戸市中央区加納町4-4-17

Tel 078-333-5680 Fax 078-333-5681

[東京本社] 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー11F

Tel 03-6270-1828 Fax 03-6270-1839

[業 種] 産廃・収集運搬（保管積替えを除く）、特管・収集運搬（保管積替えを除く）

[処理事業開始] 平成20年5月1日

[許可品目] （産廃）燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜のふん、ばいじん、（特管）引火性廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃石綿等

[特 徴] 建設業、製造業、病院・研究所、化学工業で発生する各種産業廃棄物を鶴見区にある横浜事業所（積替え保管場）において中和・混合及び混練、破碎等の中間処理を行う。中和・混合の処分後は焼却する。処理能力は1日あたり120m³。このほかセメント工場で焼却焼成される。

[出席者] 岩木 寛昌 取締役執行役員・環境事業部長

◇総合商社 桂商店株式会社

代表取締役 桂 義雄

[本 社] 東京都江戸川区江戸川6-42-18

Tel 03-3689-0039

[墨田リサイクルセンター] 東京都墨田区

東墨田2-21-5

Tel 03-6231-9211 Fax 03-6231-9865

[処理業開始] 平成22年8月2日

[業 種] 中間処理、特管・収集運搬（保管積替えを除く）、産廃・収集運搬（保管積替えを含む）

[許可品目] （産廃）廃油、廃プラ、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類。このほか特定有害産業廃棄物として廃石綿等。

[特 徴] 墨田では破碎・切断、圧縮・梱包を行い東京臨海リサイクルパワーなどに搬入しているが、このほか千葉市にも中間処理場があり、破碎、切断、圧縮・梱包のほか、選別も行っている。

[出席者] 桂 義雄 代表取締役

桂 明雄 墨田リサイクルセンター営業課長

<賛助会員>

◇株式会社 御池鐵工所

代表取締役社長 小林 由和

[本 社] 広島県福山市神辺町川南396-2

Tel 084-963-5500 Fax 084-963-5508

[関東営業所] 埼玉県川口市芝西2-4-19

Tel 048-261-1166 Fax 048-261-7115

[特 徴] 幅広いプラントメーカーとして知られるが、産業廃棄物処理関係では、破碎機、減容固形化設備〔RPF、木質ペレット〕、選別機器、建設廃棄物破碎・選別設備、木くず処理設備などがあり、今回の協会加入は協会員から直接意見を聞いて機器の開発・製品化を目指すこと。営業の重要課題としている。

[出席者] 河本 浩爾 関東営業所長代理

中間処理委員会、初の委員会開く 焼却、粉碎・圧縮、中和・脱水の3分科会設置



委員全員で記念撮影、左から碩委員長、二木副委員長

平成23年12月2日(金)午後3時より、東京産業廃棄物協会の会議室で、第1回中間処理委員会が開催されました。最初に碩孝光委員長から、9名の委員へ委嘱状が渡されました。

この中間処理委員会の設置については、平成23年9月の理事会で承認されましたが、(公社)全国産業廃棄物連合会には「中間処理」部会があるが、当協会には存在しないため、何か投げ掛け等があった場合呼応できないという事で、今回の設置・発足に至りました。当面の委員については、理事会を中心に、現在、各社で行っている中間処理の種類が重複しないよう考慮し、委員を選定しました。

第1回の中間処理委員会では、①分科会の組織化、②平成24年度活動計画、③法制度検討委員会の委員選出、以上の3

点について話し合いが行われました。

①分科会については、当初は処理方法別に【焼却】【破碎・圧縮】【中和・脱水】の3つの分科会を設けることにしました。

今後多くの会員が参加し活動していくなかで、拡大していくことにし、最初は小さい単位でのスタートにしました。また、今後産業廃棄物にも求められる「資源循環・リサイクル」については、各分科会の共通のテーマとして掲げることにしました。

3分科会のリーダーとして、【破碎・圧縮】は有明興業(株)の松岡社長、【中和・脱水】には株ハチオウの森副社長にお引き受けいただき、【焼却】については今後事務局で調整することになりました。

ました。

いずれの分科会も会員会社間の情報の共有化を今以上に図れる事を目標にしています。

②平成24年の活動計画については、今最も関心の高い“放射性物質汚染対処特措法関係”について議論されました。焼却施設に求められる放射性物質の測定方法やその運用方法などについて、各委員から積極的に発言があり、事業の存続にも影響しかねない非常に重大な問題であることを参加した委員全員が痛感しました。

こうした状況下で、来年度の活動計画のひとつに、放射性物質について専門の見識者の方をお招きし、講演会を

開催してはどうか？という意見も出されました。また、中間処理施設で起こる火災等の事故は、収集運搬業者との連携も必要なので、収集運搬委員会との意見交換会等も行い、排出事業者への働き掛けも行いたいという意見もありました。

③法制度検討委員会については、東京ボーダー工業(株)の井上社長が中間処理委員会選出のメンバーとして参加していました。

以上、委員それぞれが中間処理にかける熱い思いを語り、予定時間を30分も超過して、第1回委員会は閉会となりました。

(大谷清運(株) 二木玲子 記)

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 第47回 関東地域協議会が神奈川県で開催



協議会で講演する環境省の廣木課長

11月22日(火)午後2時から横浜ベイシェラトンホテル&タワーズにおいて、関東地域協議会が開催された。協議会に先立

ち、会長会議が開催されたが、災害廃棄物の処理（千葉県）や災害廃棄物の受入（東京都）が話題となった。

協議会においても、まず、直接災害の被害に遭った千葉県協会から対応状況について説明があった。特に東日本大震災では、千葉県旭市が死者13名と大きな被害を受け、いち早く3月15日には災害協定を踏まえ、県庁と協会で現地調査を実施した。

4月11日には、試行的な分別に着手し、6月10日から本格的な処理に着手できたということであった。数量の管理は、産廃マニフェストを利用し、月2回、協会事務局で整理し、市への請求書も協会事務局でとりまとめた。

処理価格については、本協議会で2年に1回調査する建設廃棄物処理・処分実態調査結果において公表されている価格表が役に立ったということである。本格着手からしばらくの間、仮置き場に電話・ファックスが設置できなかったことから、協会事務局で処理施設向けの収集運搬の配車を担当し、中間処理施設の状況も訪問調査した。その他、毎月1回、千葉県、旭市、協会との間で工程会議を開催するなど、進捗管理を行った。

24年3月末完了を目指しているが、未だに搬入を継続している仮置き場が2か所あり、処理が進んでいる一方、廃棄物量は増加し続けているとのことであった。課題としては、津波による土砂、建物解体による土砂、造成用の土砂の取扱に相当の手間と時間がかかること、分別残渣と焼却灰の最終処分に相当な時間がかかること、災害協定の内容の見直しがあげられた。

次に、当協会では、東京都の取り組みについて説明を行ったが、他県において

は、東京都の英断と参加業者に敬意を表していた。また、災害廃棄物の処理について、実際行っている高橋会長の話の中で「ごみの中にはぬいぐるみもあって…」という言葉には、出席者全員がしんみりと聞き入っていた。

次回開催地は東京。他に産業廃棄物処理業者の褒章制度枠の導入確保、1都7県の災害廃棄物への支援、が確認され、議事は終了した。

その後、環境省の廣木課長から災害廃棄物の処理等について講演があった。

その概要は、次のとおり。

今回の災害は今まで経験したことのないもので、阪神・淡路大震災とは違う特別な財政措置を行った。また、災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援も各専門の団体と連携して取り組めるようにしたほか、災害廃棄物処理の再委託の特例など特別措置法で対応した。

さらに、広域処理の推進を図るように安全性の考え方等をガイドラインとして定めている。

もう一つの課題としては、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物への対応があり、汚染対処の特措法は24年1月施行予定である。

最後に、PCB廃棄物の適正処理について、法施行後10年経過の時期にあり、検討を加えることになっている、など説明があった。

協議会終了後、懇親会があったが、1都7県の災害廃棄物への支援強化を確認し合い、なごやかな交流が図られた。

(事務局長 井野 記)

第10回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

専務理事 古川 芳久



全国大会で挨拶する石井会長

全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係3団体による第10回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、平成22年の廃棄物処理法改正を受けて、建設系廃棄物を中心に改正廃棄物処理法の現状を追跡するというテーマで、京都市で開催された。

大会は、11月4日(金)13:30~17:30の日程で京都市のホテルグランヴィア京都で行われた。東京産業廃棄物協会からは、高橋会長と古川専務理事のほか、女性部の多数のメンバーなども参加した。なお、大会参加者数は総数で506名と報告されている。

○挨拶

開会にあたって、全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廣木雅史産業廃棄物課長、地元京都府の副知事、今川京都市長からそれぞれ挨拶があった。

石井会長からは、関係機関・団体、

地元京都府産業廃棄物協会等への謝辞、今大会のテーマと趣旨、環境大臣表彰の受彰者に対する祝意が述べられたが、あわせて、東日本大震災の被災地からも多数参加があったことを感謝しつつ、災害廃棄物の処理の広域支援について、全国の会員が一致して前向きに取り組もうとの訴えがなされた。

○環境大臣表彰式

平成23年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労）の受彰者は19名、関東では6名、東京の該当者はなかった。

○基調講演・パネル討論

廣木雅史産業廃棄物課長の基調講演の後、廣木・産業廃棄物課長、畠中・国交省環境リサイクル企画室長、越智・京都府循環型社会推進課長、小鯛・竹中工務店課長代理、文・京都府産業廃棄物協会会長、仁井・連合会専務理事（コーディネータ）によってパネル討論が行われた。廣木課長からは、原発事故による放射能汚染が建廃・建設リサイクルに影響を及ぼす懸念の指摘があった。畠中室長からは、建設副産物の「見える化」と建設リサイクル市場の形成が語られた。

来年は、10月26日(金)、東京のホテルニューオータニでの開催となります。多くの会員の皆様の参加を期待します。

みんなで使おう！
"再生紙"

青年部だより

収集運搬委員会と合同施設見学会を実施 熊本県の株星山商店、株エコポート九州、山鹿市バイオマスセンター見学

青年部（15名）、収集運搬委員会（4名）は平成23年11月10日(木)～12日(土)に初めて合同で施設見学会を実施した。今回は、熊本県にある株式会社星山商店本社工場・自動車リサイクル工場（ARホシヤマ）、株式会社エコポート九州、山鹿市バイオマスセンターを見学した。



株星山商店・ARホシヤマでの見学風景

〈1日目〉

11月10日(木)に羽田空港から「JAL 1803」に乗り込み、予定通り12時10分に熊本空港に到着した。天気はあいにくの曇り空で、若干肌寒いほどの気温だった。レンタカー2台に分かれて株星山商店本社工場・自動車リサイクル工場に向かった。

現地に到着すると宮原様が出迎えてくれ、隣接する本社工場から見学をスタートした。

本社工場では鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ・加工処理を行っていた。ギロチンやシュレッダーで破碎・圧縮・切断を行い、振動フィーダー等により大きさと種類別に選別する。さらに手選別でも品目別に分けていた。見

学中は数名の方々がついていただき細い質問にも随時答えていただいた。

次は徒歩数分の場所にある自動車リサイクル工場 ARホシヤマに移動し見学を行った。ARホシヤマでは使用済自動車の解体を専門に行う工場であった。解体作業は非常に細かく分別されておりエンジン等だけでなく細かい部品までも分けられていた。

部品が保管されている場所も見学させていただき、各部品ごとに整理されて並んでいる光景に非常に驚いた。また、全ての従業員の方が大きな挨拶をしてくれる姿に、お客様を大切にする会社の姿勢を感じとれた。

見学を終え熊本市内にある「アークホテル」へ移動した。夕食では熊本県青年部と交流会を行い情報交換や業界の展望等にも話が及び遅くまで交流が続いた。

〈2日目〉

10月11日(金)は9時30分に予定よりも少し早めに最初の見学場所である「株エコポート九州」に向けて出発した。

天候は小雨が降っていたが現地に着



(株)エコポート九州玄関前にて
いた時には雨も上がっていた。現地では羽住専務、石坂様が出迎えていただいた。

ここで収集運搬委員会と合流し見学を行った。初めに木質ペレット製造工場を見学した。木質チップを原料にしており破碎機、粉碎機にて細かくし、成型、冷却をしてペレットを製造していた。使用用途としては家庭用のペレットストーブ燃料等に使用している。

次に機密文書溶解工場を見学した。工場出入り口に警備員が常駐されていたが更に機密文書溶解工場にも警備員が常駐されていた。出入り口も指紋認証装置が設置されており厳重に管理されていた。情報漏えいを防ぐシステムが何重にも導入されていた。立会室も完備されており処理状況を排出事業者が直接確認することも出来るようになっていた。

次にプラスチックマテリアル工場を見学した。廃プラスチック原料からポリエチレンやポリプロピレン等を光学式選別機により抽出し、温水洗浄システムにより油や不純物を洗浄し品質を向上させていた。

品質が高いのでさまざまな用途に使
用することが出来るとの事であった。

見学を終え質疑応答では石坂社長がご返答いただき工場が出来上がるまでの経緯等も教えていただいた。

次に山鹿市バイオマスセンターへ移動した。同施設では市内から発生する生ゴミ、家畜排泄物、そして排泄汚泥をメタン発酵し、発生したメタンガスで発電して、その電力や熱を施設で使用している。またメタン発酵後の消化液は液肥として、固体物は堆肥として地元の農家が利用しており、全て地産地消で行っていた。



山鹿市バイオマスセンターで説明を受ける

最後に石坂グループにも伺い、石坂部長に出迎えていただいた。時間の都合上外観から説明いただいただけであったのが残念であった。

ホテルに戻り夕食では合流した収集運搬委員会と交流を深め大いに盛り上がった。

10月12日(土)は鹿児島県南九州市にある知覧特攻平和会館の見学を行った。当時の資料や記録を見ながら平和について深く考えさせられた。

今回の青年部・収集運搬委員会合同施設見学会は内容の充実した見学会であった。

(東京ボード工業株) 高嶋 整 記)

女性部だより

「水俣環境学習・エコタウン見学」研修会

11月17日(木)～18日(金)の二日間で、水俣市立水俣病資料館、国立水俣病情報センター、JNC株式会社(旧チッソ)の見学会を行いました。



JNC株式会社(旧チッソ) 前にて

17日(木)午前9時過ぎに鹿児島空港に到着し、バスで熊本県環境センターへ向かいました。汚染された水俣湾の58ヘクタールを埋立て、平成2年に完成了施設です。

そこでは副館長に御説明頂きました。熊本県の400校の小学5年生が毎年環境授業を受けており、出張講座も行っているそうです。以前は環境の専門家を講師に迎えていたそうですが、現在の

講師は教師のOBだそうです。体験学習も盛り込み、小学生でも分かりやすく飽きないよう、遊び感覚で環境学習が行われています。資料や勉強教材が講師の手作りとの事でした。こうした中で環境教育を受けた子供達の環境に対する意識はとても高いようです。

昭和31年、水俣湾にチッソの有機水銀を含む汚水が流されて水俣病が発生しましたが、水俣市立水俣病資料館で



熊本県環境センターにて
は、「語り部」の前田さんによるお話を
お伺いしました。3歳で急に歩けなくなる等の症状が出て小児性水俣病が発症したそうです。その為小学校への入学は10歳となり、リハビリをしながら通学されたとのことでした。とても明るくお話を頂きましたが、お話を壁に展示された資料とに涙する部員も少なくありませんでした。

国立水俣病情報センター、水俣市立水俣病資料館を後にし、水俣病の原因企業であるJNC株式会社（旧チッソ）へ向かいました。広大な土地を持つJNC株では13の水力発電所を持ち、現在も自家発電を行っており、発電量の7割を九州電力へ売却するほどの電力供給を行っています。世界の液晶市場



JNC株式会社（旧チッソ）で説明を受ける

の54%はJNC(株)の製品が使われていますが、肥料以外の製品は液体かパウダ状で出荷される為、企業名は出てきません。

そこではJNCサービス(株)の木戸さんにお話を伺いました。「公害を発生させた原因企業が、今なお水俣市に居るのは何故か？」とよく聞かれるそうです。各方面のスペシャリストが水俣に集結し、水俣市や土地を誘致して下さった方々に恩返しをする為、また、特効薬の無い水俣病の今後も見て行かなくてはならないので、物を売って患者に生活費を保障しなくてはならないとの事でした。

水俣病の認定や補償の裁判は長期化し最高裁の判決は2004年までかかりました。水俣病で多くの涙が流れ、命や健康が失われましたが、水俣病の失敗を認め反省し、二度と繰り返さないようにしていく事が求められています。

確かに日本の高度経済成長にチッソは貢献していたと思いますが、水俣病の発生から12年もの間、有機水銀を含む工場排水を流し続けていました。この事を受けその日の夕食時には、廃棄物の適正処理について、今後とも、排出事業者に対し強く訴えて行かなくてはならないとの声も上がり、廃棄物処理に携わる者としての意識を強く持りました。

末筆となりましたが、今回の研修旅行に御尽力下さった方々に深く御礼申し上げます。

（高俊興業(株) 森田珠真子 記）

地球温暖化対策

太陽と地球温暖化

今年9月、日本の太陽観測衛星「ひので」が、太陽の磁場の対称性が崩れていることを初めて明らかにしました。太陽の活動は通常11年周期で活発になったり停滞したりすることが知られているが、近年、その活動は近代観測始まって以来最低レベルに停滞していることがわかっている。磁場の異変も、長期的活動低下の兆候のひとつと見られている。約400年前にガリレオが太陽の黒点を観測して以来、2度にわたって太陽活動が低下した時期があり、当時の地球は寒冷化した。太陽の活動と地球環境にはどのような関係があるのだろうか。

現在、太陽を観測する衛星は「ひので」をはじめ、SDO、SOHOなど6個にのぼり、太陽観測は黄金時代を迎えている。今年6月、米国天文学会の会合で、天文学者らが、太陽活動が近く休止期に入る可能性があると指摘した。

天文学者たちは、太陽は2012年前後に活動極大期を迎えると予想していたが、実際には太陽の活動を表す黒点の数が増えず、活動周期は12.6年に伸びた。

これまでの観測結果から、太陽活動の周期が伸びると、地球は低温になる。その一例が、1640年頃から約70年続いた低温期だ。研究者の名前からマウンダー極小期と呼ばれるこの間、太陽の黒点数は極端に少なかった。地球の気温は2度低下し、イギリスのテムズ川が凍り、日本でも大飢饉となった。

地球の平均気温の変化に影響を及ぼす可能性のある太陽活動の指標として、最近注目されているのが、地球に到達する宇宙線の強度である。今年8月に学術雑誌『ネイチャー』に発表された

論文によれば、宇宙線が地球の雲の形成を促進していることが確認された。太陽の磁力線の強さによって地球に流入する宇宙線の量は変化する。太陽活動が低下すると磁力は弱まり、宇宙線がより多く地球に降り注ぐ。すると、雲が多く発生して太陽光を遮り、気温を低下させる、という。

一方、太陽活動が活発になると、これとは逆に宇宙線の流入が少なくなつて雲が減少し、気温が上昇するという説を唱えて、二酸化炭素は温暖化の主な原因ではない、とする研究者もいる。

太陽活動の強さと地球気候との関係については、何世紀にもわたる議論がなされており、まだはっきりとしたことはわかっていない。しかし、気温を変化させる可能性のあるさまざまな効果を考慮した最近の研究によれば、温室効果ガスの増加を考えなければ、20世紀半ば以降の温暖化を説明できないことが明らかになっている。

11月28日、温暖化防止COP17が開幕した。来年、第1期約束期間が終了する京都議定書のその後が焦点だ。批准していない米国と、削減義務のない中国の二カ国で、今や世界の二酸化炭素排出量の4割を占めている。11月21日には世界気象機関（WMO）が、地球温暖化の主要因となっている温室効果ガスの平均濃度が2010年、史上最高レベルに達したと発表した。この数値は、温室効果ガスの抑制に今すぐ成功したとしても、今後数十年間、地球環境と気候に影響を及ぼすという。

温暖化の主犯が何であろうと、少なくとも“人為的な温暖化要因”は、人類が責任を負うべきではないだろうか。

参考

NHK「コズミックフロント」
ココが知りたい温暖化（地球環境センター）
http://www.cger.nies.go.jp/ja/library/qa/17/17-1/qa_17-1-j.html
AFPBBニュース
日本経済新聞
(日栄産業(株) 吉本 記)

表紙の言葉

江戸押絵羽子板の南川禄三郎商店は新年を迎えるにあたり、羽子板市もあって工房は大いそがし！ここは3代続く工房で、現在はおかみさんの南川 美子さん（写真左）と近くに住む職人の新田 三千代さんの2人で作業している。背後に色とりどりの押絵羽子板が飾られているが、押絵羽子板のほか、男子向けの破魔弓や雛人形、五月人形も手掛けており、工房には1年中、色とりどりの工芸品が並んでいる。

『羽根つき』の道具である羽子板に絵が描かれ、縁起が担がれるようになったのは江戸時代と言われ、絵柄は日の出、七福神、松竹梅などめでたい絵に加えて歌舞伎の役者絵が登場、江戸時代の終わりごろには押絵を応用した役者似顔絵が売り出され、人気を博したそうである。押絵羽子板には男物と女物があり、羽子板は縁起物として景気をはねあげるといわれ、女物と共に祝いものとしても飾られる。押絵は全部で50～80の材料を組み合わせ、さらに多くのもの工程を掛けて一枚の羽子板として仕上げられる。南川 美子さんは葛飾区伝統工芸士に任命されている。

住所：東京都葛飾区高砂3丁目7番11号
Tel・Fax 03（3657）3975

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part61

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	左側車線を走行中	お客を見つけたタクシーが、右側車線から短い車間距離しかない自車の前へ割り込み、急停止した。	タクシーがお客を見つけると強引な運転をする時があるので、注意を払い車間距離を多めにとる。
2	一般道路で	左折しようと青信号の交差点に差し掛かった時	斜めに自転車が入ってきて、ブレーキを掛けた。	交差点では事故が多いので、細心の注意を払う。
3	高速道路のジャンクション付近で	搬入作業が終了し、会社へ向かう途中	合流をしようと、ウインカーを出し安全確認後に左側車線へ入ろうとしたら、自車の斜め右前方に走行していたトラックが、一気に2車線まとめて車線変更してきたので、慌ててブレーキを踏み衝突を免れた。	ジャンクションや車線数の多い混雑する道では、車線変更の前に移動したい方向だけでなく、逆側の車線車両にも注意し、左右の安全を十分に確認してから行うよう気を付ける。
4	一般道路で	T字路の右折をしようとした時	一時停止線で一旦停止し、左右確認後に右折しようとしたら、自転車が目の前を猛スピードで通過していく、ヒヤリとした。	一時停止後でも、ゆとりを持って発進する。
5	一般道路で	走行中	左側車線から、いきなり車両が入ってきたので接触しそうになりヒヤリとした。	土日祝日等は、運転には不慣れな週末ドライバーが多い為、危ない運転をする車が増えると思うので、走行中は周囲に気を配り、危なそうな車両がないかよく観察し、安全運転に努める。
6	自社倉庫内で	フォークリフトでコンテナを積み、倉庫内をバックで走行中	右に曲がろうとハンドルを切ったら、フォークリフトのツメに乗せていたコンテナが外側に大きく振られ、近くにいた作業員に気付かず接触しそうになった。	バック走行をしていた為、後方部分にばかり気を取り、前方への注意を怠った事が原因である。周囲の安全確認や、作業員への注意は勿論、作業員からも自分への注意を促してほしい。お互い危険防止に努め、事故を無くしたい。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。

寄稿・TTT会 2011 ITUロングディスタンス世界選手権ヘンダーソン大会出場！



日本選手団41名と現地にて、森（前列左）、浜松（2列目左から2人目）

11月5日（日本時間6日）にアメリカ ネバダ州ヘンダーソン市で2011 ITU（国際トライアスロン連合）ロングディスタンスワールドチャンピオンシップ（世界選手権）Swim 4 Km・Bike120Km・Run30Kmが開催され、日本代表としてTTT会より株ハチオウの森と株東亞オイル興業所の濱松が出場した。

この世界選手権は各国の選考レース等で選ばれた、27カ国約1000名の選手が出場する大会となり、日本での選考は6月19日に長崎県五島市で行われた大会で、森・濱松がエイジ45～49歳のカテゴリーで出場枠を獲得した。

11月2日我々日本選手団41名が現地入りした。ヘンダーソンはラスベガスの近郊で、ロサンゼルス空港からバスで5時間、ホテル着は深夜2時半。翌日9時に集合し、大会会場にて説明会と選手登録、夕方より国別パレードなどのパーティーに出席。そこで各国の選手団と会い、選手の多さや体格の違いを目の当たりにして不安な気持ちと各国の選手とレースができる楽しみ、自分がどこまで通用する

かの思いが膨らんだ。

レース当日はかなり冷え込み、早朝の気温3℃。前日の雨の影響もあってか、水温が14℃と低く、ITU規定によりSwimが中止となった。その日は本当に寒く、バイクスタート前は選手皆震えながら順番待ち。そして、いよいよスタート！時差ボケと周りの雰囲気に呑まれてか、自分のペースも考えず必死にペダリング！中々前の外国人に追いつかない焦りが、



フィニッシュ後、山本チームマネージャーと

逆に冷静な気持ちとなり自分のペースに戻ることが出来た。

コースはアップダウンが厳しく標高も高いせいか、呼吸がずっと荒い状態。しかし、広大で奇麗な風景を見ながら気持

ちも和らぎ何とかバイクゴール。次はラン、登り下りを4周回。バイクの影響で今にも吊りそうな脚、外国人に何人も抜かれながらやっとゴール！Totalタイムは自己満足だったが、外国人の強さを思い知られ、また各国の選手と走れた喜びとアメリカの広大な景色と本当に感動したレースだった。

その後、夜にアワードパーティーが開催され、慰労と各国選手との交流を深め、翌朝に帰路へと向かった。

（株東亞オイル興業所 濱松 記）

	Swim	Bike	トランジット	Run	Total	45～49歳
濱 松	中止	4:09:42	3:49	2:42:25	6:55:56	47／70位
森	中止	4:35:52	5:57	2:44:28	7:26:16	60／70位

～協会の主な今後の日程～

（平成23年12月1日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
12	2	金	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	6	火	法制度検討委員会 13:30～ 青年部 関プロ幹事会 16:00～	協会会議室
	14	水	広報委員会 10:00～ 常任理事会 13:30～／第291回理事会 14:30～	協会会議室
	15	木	女性部 幹事会 13:30～／勉強会 15:00～	協会会議室
	22	木	青年部幹事会 13:30～	協会会議室
	26	月	東京都環境局：静脈物流検討会（仮） 10:00～	
	27	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	28	水	＜仕事納め＞	
1	6	金	＜仕事始め＞	
	11	水	常任理事会 13:30～／第292回理事会 14:30～	協会会議室
	13	金	全産廃連：第5回理事会／賀詞交歓会	明治記念館
	17	火	安全衛生推進委員会 16:00～	協会会議室
	18	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	24	火	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	27	金	第56回定時総会 16:00～／賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール
	31	火	青年部 幹事会／勉強会	協会会議室

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

(株)大東運輸
(No4171)

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成23年8月31日発行）の掲載頁

79ページ

【旧住所】〒135-0047 東京都江東区富岡2-9-11
【旧電話番号】03-5621-8821
【旧FAX番号】03-5621-8822



【新住所】〒136-0082 東京都江東区新木場2-14-1
【新電話番号】03-3521-7311
【新FAX番号】03-3521-7333

サンアール(株)

(賛No118) 【旧代表者名】代表取締役社長 川島 武秀



【新代表者名】代表取締役社長 宇野 忠明

東京いすゞ自動車(株)

(賛No216) 【新社名】いすゞ自動車首都圏(株) *系列会社統合のため

(株)ISHIDA

(No1188) 【旧住所】〒334-0012 埼玉県鳩ヶ谷市八幡木3-16-7



【新住所】〒334-0012 埼玉県川口市八幡木3-16-7
*川口市・鳩ヶ谷市の合併に伴う住所表示変更

東電環境エンジニアリング(株)

(No4039) 【旧代表者名】代表取締役社長 細川 忠士



【新代表者名】代表取締役社長 楠崎ゆう

南栄産業(株)

(No5095) 【旧代表者名】代表取締役 高藤 弘志



【新代表者名】代表取締役 長谷川 好伸

222ページ

227ページ

151ページ

109・187ページ

130・196ページ



弁護士
芝田稔秋

法律相談

欠格要件と許可取消要件の改正 (3)

廃棄物処理法が平成22年5月に改正され、付随する政令と環境省令とともに、平成23年4月1日から施行されている。本誌第254号に引き続き、欠格要件と許可取消要件の改正を取り上げる。

次の問題を具体例で考える。

- ◆ どういう場合に 欠格要件に該当するか
- ◆ どういう場合に 許可取消要件に該当するか
- ◆ どういう場合に 甲社と乙社が 連鎖取消となるか
- ◆ どういう場合に 連鎖が解けるか
- ◆ どうすれば、欠格要件該当を免れることができるか

1 改正法の特徴

改正法の特徴を列挙する。

- ①許可取消要件において悪質性（業務性違反と刑罰の重大性）を考慮したこと
- ②無限の連鎖を一定の悪質な場合に限定したこと
- ③連鎖による許可取消を1回だけにしたこと
- ④許可取消はするが、真の欠格者にはならない場合を設けたこと
- ⑤役員から排除はするが、欠格者にはならない場合を設けたこと

改正前は、欠格要件と許可取消要件とは区別されず、欠格要件に該当する場合はすべて許可を取消すべしとし、且つ許可取消要件において、業務性を考慮せず、また、許可取消が無限に連鎖する構造になっていた。

改正法は、欠格要件と許可取消要件とを区別し、許可取消要件を六つの態様に区分したうえ、その六つの態様に該当する場合は必要的許可取消とするが、その六つの態様においても、悪質性、すなわち業務性違反と刑罰の重大性を考慮することに

なり、且つ、連鎖による許可取消を悪質な場合だけに限定し、しかも連鎖は1回だけに限定した。

さらに悪質性（業務性違反と刑罰の重大性）に該当しない場合は、許可取消はするが、真の欠格者ではないとする場合を設けたこと、そのため、一定の場合は、5年を待たずに、許可申請ができるとされたことなど、軽微な違反と悪質な違反とを分けて、制裁にメリハリが付けられた。この点は良い改正になったと思う。

詳細は各事例において述べるが、例えば、＜悪質性＞というのは、業務性違反と刑罰の重大性をいうのであるが、欠格要件にある「禁錮以上の刑」に処せられる場合は、処理法違反だけでなく、その他の法律があるところ、改正法では、許可取消要件においては【25条・26条・27条】を特別に重い扱いをすることにしていることである。なぜかというと、【25条・26条・27条】の3ヶ条は、①処理法で規定された業務上の違反行為だけを取り上げたものである点で、業務性を考慮したものであり、②またこの3ヶ条の犯罪は、犯情の重大性を考慮したものだからである。

25条は、無許可営業・無許可変更・処理施設の無許可設置・不正の手段で処理施設の許可取得、不法投棄や不法焼却などを列挙するものであり、「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科」とされていて、処理法違反では最も重い違反行為をまとめた規定であり、26条は「3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科」で、つぎに重い業務上の犯罪をまとめたもの。27条は輸出の予備罪を罰するもので「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科」という次に重い犯罪である。

2 欠格要件に該当方法の検討

欠格要件に該当するかの検討方法に二つの方法がある。

一つは、各事例において、原則はどうなるかを、対策を取らないで検討することである。欠格要件規定の純粋の効力の検討である。

二つは、各事例において、対策を探るとどうなるか、いつごろ、どういう方法を探るかを検討することである。

＜対策＞とは、違反行為をした役員が行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内まで規定されているので、それに留意することである。

実際、違法行為をしてしまった場合には、“影響”を最小限度にとどめたいと考えるのが普通であるから、無理もないことである。

本当は、こういう責任回避の方法を解説するのは本意ではないが、既に業者にとっては【辞任する】という対策は公知の対策であり、監督行政機関も教えてくれることなので、取り上げることにする。

3 事例による検討

《事例1》 甲社（埼玉県）には社長A・取締役B・C、監査役Dがいる。

今年の2月に取締役Bが、最終処分場に産廃を運搬して帰りに、夜8時ごろ、運転の仕方で他の車の運転手Xとケンカとなり、車から出て闘争しXが死亡した。Bは傷害致死で起訴され、懲役5年の実刑となった。

問1 甲社の許可及び、社長A、取締役B・C、監査役Dの欠格要件はどうなりますか。

答 Bは懲役5年であるから、欠格要件「口」に該当し、甲社としては懲役5年の役員をかかることになるから欠格要件「リ」に該当し、許可取消となる。

許可取消要件としては、7条の4第1項第4号である。「1号」は、禁錮以上の刑とか罰金刑による許可取消であるが、処理法25条・26条・27条該当の場合に限るというから、この傷害致死による懲役は、これに当たらず、「4号」に当たる。

本誌第254号（P. 30）では、さらに続けて、《他の取締役A、C、監査役Dは連鎖の規定によって、みな欠格者となる。以後5年間は他の産廃処理会社の役員にはなれない。従業員としての勤務はできる》と回答したが、誤りがあるので、お詫びして訂正いたします。

【第254号の訂正】：正解

正しくは《他の取締役A、C、監査役Dは、Aの欠格性が確定しているので、連帶責任の規定「ニ」によって、みな役員から排除される。しかし、排除はされるが、欠格性を有しないので、許可取消後5年以内であっても、他の産業廃棄物処理業の会社の役員になることはできる。勿論、普通の従業員ならなおのことである。》

その根拠は7条5項4号「ニ」の最初の（）にある『第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く）・・・』という規定である。

第254号で、回答を誤ったので再度、同じ質問を載せた。

問2 役員Bが、事件後早々に辞任したら、甲社は許可を取消されずにすみますか。

答 そのとおり。たとえ、傷害致死という重大な犯罪であっても、Bの犯罪は甲社の産業廃棄物処理業という業務に関係がない犯罪なので（法25条・26条・27条には該当しない）、つまりBの個人的な犯罪なので、Bが前記2の対策のとおり辞任すれば、甲社は許可取消要件に該当せず、安泰である。他の役員も排除されることはない。

《事例2》

「甲社」(東京)は産業廃棄物の収集運搬業者であり、取締役には社長AのほかB・C、監査役Dが居る。千葉県内に甲社全額出資の「乙社」をもち、役員は全部、A・B・C・Dが兼任している。

社長Aが、日曜日に夫婦で車で出かけて、都内のデパートで夕飯を食べて帰ることになり、帰りは妻が運転することにして妻は飲酒せず、社長Aだけがビールと日本酒1合をのんで帰ろうとしたところ、妻が急に具合が悪くなり、運転ができなくなったので、30分ぐらいで家に着くから大丈夫だろうと思って、Aが運転して帰ることになった。

ところが帰路に追突事故に遭い、被害者としての調べを受けているときに、飲酒を隠そうとする不自然な態度から、飲酒運転が発覚した。

Aは、個人的な違反行為だし、他の役員B・C・Dに話すのもカッコウ悪くて話さず、懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、確定した。

この後、甲社は東京都から許可取消処分を予定しているから聴聞の機会を与えるとして、聴聞の日時と場所を通知してきた。

A社長は聴聞には出席して事情を話したが、甲社は許可を取消された。

問1 この場合、A・B・C・Dは、みんな欠格要件に該当するのですか、甲社の許可取消は正しい処分ですか。

答 まず、社長Aが欠格要件(口)に該当する。執行猶予となっても、欠格要件の上では考慮されない。

社長Aが欠格要件該当者=欠格者となるから、甲社は、欠格者Aをかかることになり、欠格要件(リ)に該当。よって許可取消要件(7条の4第1項4号)に該当し、許可取消となる。甲社の許可取消処分は正しい。

その結果、その取消時点の役員B・C・Dの全員が、自分たち自身は何も違反はしていないけれども連帯責任があるとして、欠格要件「ニ」に該当することとして排除される。

しかしBCDはこの時点で役員から排除されるが、真の「欠格者」にはならない。根拠は7条5項4号「ニ」の最初の()にある『第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く)・・・』という規定である。

問2 千葉県の乙社の役員A・B・C・Dはどうなりますか。また、乙社はどうなりますか。

答 乙社の役員ABCDは、甲社と兼任しているから、Aは欠格要件「口」に該当し、BCD全員が法7条5項4号「ニ」に該当して、全員が排除されるが、上記のとおり、真の「欠格者」にはならない。

甲社と同じように、乙社も欠格者Aと、BCDをかかることになり、欠格要件

(リ)に該当。よって許可取消要件(7条の4第1項4号)に該当し、許可取消となる。

この乙社の許可取消は、役員が兼務しているから、当事者そのものとして排除されるのであって、典型的な「連鎖」として排除されるものではない。

問3 BCDは、自らは違反行為はしていないのに、連帯責任で排除されましたが、5年内に、他の会社「丙社」に役員として入社した場合、「丙社」は許可が取消されますか。

もし丙社が許可を取消されるとすれば、前から居た丙社の役員X・Y・Zも欠格者になるのですか。

答 (1) 改正前の規定では、「丙社」は、甲社及び乙社において欠格要件「ニ」該当を理由として許可を取消された欠格役員BCDをかかえていることになるから、欠格要件「リ」に該当し、許可取消となった。そして、XYZも欠格者となった。

(2) しかし改正法では、BCDは、自分自身は直接には違反行為はしておらず、他の役員Aの違反行為の連帯責任を問われる形で許可を取消されたものにすぎないため、上述のとおり真の欠格者には該当しないので、丙社に役員として入社しても、丙社にはなんらの影響もない。丙社は許可取消要件に該当しない。

(3) 従って、丙社が許可を取消されることはないから、XYZにはなんらの影響もない。

問4 欠格要件該当を防止する対策について伺います。

上記の《事例2》において、Aの欠格要件該当性が他の役員に広がらないようにするとか、会社が欠格要件該当で許可取消にならないような防止方法がありますか。いつ頃、どうすればよいのですか。

答 欠格要件該当による許可取消を防止する対策規定があるので、それを利用すればよい。

欠格要件の規定7条5項4号「ニ」に、法人の場合、行政手続法15条による聴聞の通知があった日の前60日以内に役員でない場合は、連帯責任が問われないという規定と、7条5項4号「リ」の規定によって、法人に5年未満の欠格役員が居なければ会社は欠格要件には該当しないのだから、これらの規定を利用して、違反行為をした役員が、「許可取消のための聴聞の通知の前60日」を確保して、早めに違反行為をした役員が【辞任する】方法である。時間が不足の場合は、控訴して時間を確保する手段も考えられないこともない。

Aが甲社も乙社も取締役(社長)を辞任すると、Aは役員ではなくなり、甲社とも

乙社とも無縁の人になるから、裁判で懲役1年、執行猶予3年の刑罰を受けても、A個人としては欠格者となるが、甲社や乙社とは無縁の人が裁判を受けただけとなり、甲社も乙社もなんらの影響を受けず、許可取消の問題は全然起きないことになる。

ただ、無罪を争いたいケースの場合は、役員を辞任することは勧めたくはないが、でも辞任しても無罪を争うこと自体はできるので、あきらめることはない。

『事例3』 産業廃棄物処理業者である甲社（東京）には社長A・取締役B・C、監査役Dがいる。子会社乙社（横浜）には、Bが社長、Dが取締役。監査役はEである。

BとDの二人が銀座のクラブで客を接待してあと、帰るためにタクシー乗り場へ向かって歩いていたときに、通行人と当たった、当たらなかったとケンカになり、駆け付けた警察官に暴行したため、Bは通行人に対する暴行罪、警察官に対しては公務執行妨害罪の嫌疑で、Dは公務執行妨害罪だけの嫌疑で逮捕され、二人とも10日間の取調べの後、Bは略式裁判で罰金30万円、Dは罰金20万円となり、それぞれ支払って釈放された。

問1 BとDは、欠格要件に当たりますか。

答 Bだけ、欠格要件に当たる。通行人に対する刑法208条の「暴行罪」による罰金刑があるから、欠格要件「ハ」に該当する。しかしDは、公務執行妨害罪だけの罰金なので、欠格要件には該当しない。

問2 甲社と乙社は欠格要件に該当しませんか。

答 甲社も乙社も、欠格者Bが役員を兼務しているので、その欠格者Bをかかることになるから、欠格要件に該当（リ）、7条の4第1項4号に該当し、許可取消となる。

問3 甲社と乙社は、許可取消後に出来るだけ早く、5年など待たないで、許可を取る方法はありませんか。

答 方法はある。

甲社も乙社も、Bを排除すれば、5年を待たないで許可申請ができる。

甲社も乙社も許可は取消されたけれども、「欠格者」とはならない。「ニ」によって、「7条の4第1項第4号を除く」とあるからである。

しかし、もしBが甲社と乙社に残っていれば、甲社が欠格者Bを抱えていることに

なり、許可申請は許可されないから、排除すればよい。

しかし、そういう回復策を考えるのは、事前の対策がない場合なら仕方がないが、事前の対策があるのであれば、そういう場合には、このような事後的な回復策を検討するのは、滑稽な話である。

なぜなら、甲社や乙社が一旦許可取消処分を受けてから、かつての役員BCDを除外して、再び収集運搬業の許可申請をするという回復策があることはあるが、これは果たして成功するであろうかという問題である。

なぜなら、収集運搬業の許可申請はそれほど時間を要しないだろうが、施設の許可や処分業の許可は、かなり時間がかかるであろう。従来、許可を受けていたという実績を申請書類において、どの程度有利に扱ってくれるか、こういうケースはめったになく、規定が明確でないため、なんともいえない。やはり、相当な時間がかかると思われる。

そうすると、一旦許可を取消された時点で、顧客は他の業者に仕事を委託するから、しかも委託契約は、だいたい1年単位で契約するため、顧客がすぐに甲社に戻ってくることはないであろうから、許可取消後すぐに許可申請ができるといつても、実際は、この規定はどれほど役に立つか、回復策は成功するか疑問である。

結局、事前の対策を検討することである。

それよりも、基本的には、許可取消などに遭わないように、違反行為を行わないように気を付けることが第1である。

問4 上記の事例で、Bは略式裁判で罰金を支払って釈放されました、罰金を支払ったら、もう、無罪を争う方法はありませんか。

答 罰金を支払っても、略式裁判を告知された日から2週間以内に正式裁判の申立てが出来る。Bがもし通行人に対する暴行罪について無罪を争うとか、罰金額が高すぎると争いたい場合は、正式裁判を申立てるとよい。そして、正式裁判を行う間に、B自身が早く辞任するなどの対策をとることである。

略式裁判は、事件後すぐに現行犯で逮捕・勾留された場合は、22日ぐらいで罰金を支払って釈放されるので、納付したままにすれば略式裁判による罰金刑が確定してしまうので、正式裁判を求める必要がある。確定してしまうと、甲社も乙社も許可取消となり、併せて他のACDの役員も排除されるので、注意を要する。

（続く）



お江戸ぶらぶら歩る記

ニお江戸の名所旧跡ニ

大森から山王へ

前回はJR線大森駅山王口を出て池上通を右へ八景坂を登る形をとったが、今回は逆に池上通を逆に左に坂を下って行った。ちょっと下った山王2丁目の信号を右に入るとすぐのところに闇坂の標識が立っている。



2丁目10番地12番地付近には、明治17年（1884）に開園し、郊外随一の遊園地として有名だった八景園があったところで、鉄道唱歌にも梅の名所として歌われている。

再び池上通に戻り、右手に進んでゆくと銀座にも店があるという葡萄屋といふ、この辺では珍しくひなびた門構えの鍋と焼き鳥、おでんの店がある。近所では知られたお店のようで混雑というのではないが、老若男女、若夫婦も幼子を連れての入れ替わりの繁盛ぶり、ちょっと寄り道をお勧め。そのお隣がまた「嘉わ肥」という伝統有田焼きの専門店。別にお店の宣伝をするわけではなく

この店の角を右に曲がって、初めての路地を右に入ったところに新井宿薬師堂がある。

闇坂をさらに登って行くと右手に富岡

美術館があり、その奥の十字路角に「大森射的場跡」の石碑が建っている。ここは明治22年（1889）から昭和12年（1937）ころまで、使われていたと

いう日本帝国小銃射的協会の名で謳われている。



大森射的場跡の碑



新井宿と馬込

桃雲寺再興記念碑

村の一部を所領していた旗本木原氏は、村内の古寺を再興し、初代吉次の号をとって桃雲寺と名付けた。五代義永はこの古寺再興の事を後世に伝えるために、寛文4年（1664）に桃雲寺再興記念碑をここに建てたという。桃運寺は明治初年廃寺となり、現在は薬師堂だけが残っている。



富士講碑

また、ここには富士講碑がある。この碑は天保3年（1832）、富士講中興の祖とされる食行身禄の没後百年を記念して、新井宿村の富士講の人々が建てたと言われる。正面に富士山



山王会館

の尊称「仙元大菩薩」、その下に行衣を着た猿などが刻まれている。

この坂をもう少し上がったところに左に入る道があり入口に山王会館のアーチ型標識が見られる。ここは左に坂を100メートルほど登った右側にあり、気軽に利用出来る集会施設で、馬込文化村資料展示室がある。 (この項続く 明)

駒込文化村の人達 (天祖神社左側石垣から)



事務局だより あつとい
う間の5か
月、時の経つのは早いものだ。「もう何年もいるよ
うな顔をして」と言われそうで、少しだけ怖い感
じもある。高橋会長はじめ役員の皆さん、会員の方、
事務局になじみやすいという雰囲気があるからこそだと思
う。(私が図々しいのかな)。しかし、甘えは禁物、だからここでもう一度緊張感を取り戻そうと思う。
2011年締めくくりの月だ。終わればよ
ければすべてよしというではないか。(途中はどう
でもいいということではありませんよ)。その意気込みで安全に注意して、この12月を乗り切ろう。

そう言えば、紅白歌合戦の時期なので、それに
関する話を一つ。歌は、言うまでもなく作詞、作曲、歌手で成り立っている。様々な気持ちを込めて詩が作られる。その場所が海、山、高原、川、酒場、などなど。物の対象は、風景、花、宿だったり。思い浮かべながら詩が作られることがあるが、ほとんどが現場、その場所で作られるというのを聞いたことがある。遠い北の温泉宿に泊まり込んで、何日も書いては書き直したり、苦しみぬいて詩が出来上がるのだという。

荒い波のしぶき、しんしんと降り積もる雪、遠

くに見える赤提灯、人の行きかう夜の街、……。長い詩もあるが、ほんの数行の短い詩の中で、全ての気持ちを盛り込むというのは大変な作業だと思う。そして、作曲、メロディーをつける。詩がどこで作られ、主人公は、どんな状況だったのか、楽しいのか、悲しいのか、悔しいのか、これらを理解して曲が出来上がる。高い音、低い音、テンポの速いもの、遅いもので全く違う曲となってしまうから不思議だ。

ここで、歌手となる。どの人に歌わせたら一番人に気持ちをひきつけられるのか、感情を伝えられるのか。

作詞、作曲、歌手の3つが、それぞれの役割をまんべんなく發揮して初めて、一つの歌になる。「これは、いい歌だなあ」と思うものは、実に3つの役割がうまくマッチしている。

歌を聞くとき、歌うとき、この役割を思い浮かべると、今までと違って聞こえたり、自分しか歌えない味のある歌になることがある。忘年会の時期でもあるので、試してみてはどうですか。歌を歌って良い年を迎えましょう。

(井野)

平均気温は例年より高いですが、やはり日本の冬は寒く厳しいというのが実感ではないでしょうか。今年も早いもので、もう師走を迎えるました。この時期は色々な会合が催されます、何處でも必ず3月11日の震災のことが話題になります。

9ヶ月経過しましたが、被災された現地への支援が遅々として進まないという報道も見られます。被災地は寒冷地もあります。もう一度、何が必要とされているのかを考えて実行する必要があるのではないかでしょうか。今冬は関西以外の地区は節電が叫ばれていませんが、東北地方への供給余力をもつためにもやはり一般家庭は節電を継続すべきではないでしょうか。

今年度の協会の行事の主なものは年内に終了しますが、年明け早々には、予算総会が開催されます。現時点では、協会の運営面に劇的な変化はないでしょうか。

残すところ10日間ほどで新年を迎えます。年末年始への備えに怠りがないようにして頂けるよう念願しております。年末年始だから自然災害が発生しないとは限りません。「怠り無きよう迎春か」で良い年をお迎えください。

(乙頬)

とうきょうさんぱい 2011 第256号

発行人 高橋俊美
企画・編集 呂委員会
発行所 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上

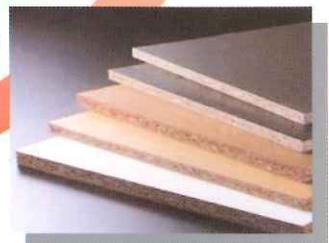


不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方をして下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えた…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます